

虎符の變遷と

唐代の符節制度について

はじめに

- 一、戰國の虎符
- 二、漢代の銅虎符
- 三、南北朝の牌符
- 四、隋の牌符
- 五、唐代の銅魚符
- 六、唐代符節の種類
- 七、唐律に見える符節
おわりに

井口大介

はじめに

「牌符」或いは「符節」とは、本來、權威の表象を目的として作られた一種の「タブレット」の謂であり、古くから中國に行われた制度であるが、時代に従って、その名稱と形狀を異にしている。その用途としては、例えば、信任状として將軍・太守に與え、或いは、使者に給して軍兵・驛馬徵發の權限を賦與する證票としたものである。

その起源は、遠く文字の發明に先行する所有記號・佩章の類に求められよう。當初、呪術的な目的に發した標識や記號は、聽て世俗的な用途に汎用されるが、次いで、記憶の保持方法として一般化されると云う過程を取るものであって、今日も尚、未開社會の一部に残存する「使信棒」の習俗は、かかる事物的表象の體系が部族外コミュニケーションの範圍に及んだ事例であり、「牌符」の祖型も亦、これに近いものであろうか。

とまれ、中國の牌符は、その遺品の現在に伝えられるもの尠しとせず、文獻も亦、比較的豊富である。「虎符」は先ず以て、その代表的なるものの一であり、漢代を中心に、魏・晉・南北朝より隋代に互り使用された。唐代、その形狀は魚形のものに改まったが、この頃、符節の制度は大いに整い、その運営に關する規定も詳細を極めるに至った。

本稿は、「虎符」の變遷を概觀した後に、唐代に於ける多様化した符節の種類と、唐律に見えるその規定とを考察した小篇であるが、その意圖するところは、所謂、「驛傳の制」として知られる古代中國公用通信組織の體系を、側

面より、明らかにせんとすることにある。

一、戦國の虎符

周代、既に六節の制があつたと言うが、これは暫く措くとして、戦國の世に、軍兵徵發の用に供する「兵符」が存在していたことは明らかであり、而もこれは「虎符」であつた。

史記、卷七十七、魏公子（信陵君）列傳には、

「……嬴聞、晉鄙之兵符、常在王臥内、而如姬最幸出入王臥之、力能竊之、……如姬必許諾、則得虎符、奪晉鄙軍、……公子從其計、請如姬、如姬果盜晉鄙兵符、與公子、……公子即合符、而晉鄙不授、……」
と見えている。

この晉鄙の「兵符」は、その一半を晉鄙自身が保有しており、信陵君が如姬をして王の臥内から盜ませたのは他の一半であること、この兩者を合符して、眞偽を判別する用法を有すること、この兵符がその形状からして「虎符」であつたことを知るのであるが、これらは、孰れも、後述する漢代に於けるそれと類似しておることから、その前身或いは先驅と考えてよいであろう。

二、漢代の銅虎符

漢代に於ける符信の制に就いて、初めて正史に見えるのは、文帝の即位二年、地方長官に與えた「銅虎符」「竹使符」の記事である。史記、卷十、孝文本紀に、

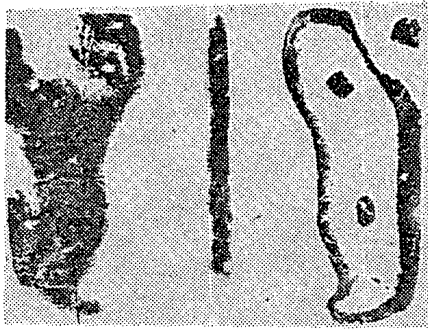
「……(二年)九月、初與郡國守相、爲銅虎符竹使符」

とあり、漢書にも、同様の記事がある。銅虎符は軍兵徵發の用に、竹使符は軍兵以外徵發の用に充てられ、この他、驛馬徵發の爲公用旅行者に授けた「木傳信」、關門出入の證票として一般旅行者に與えた「繡符」の制があった。

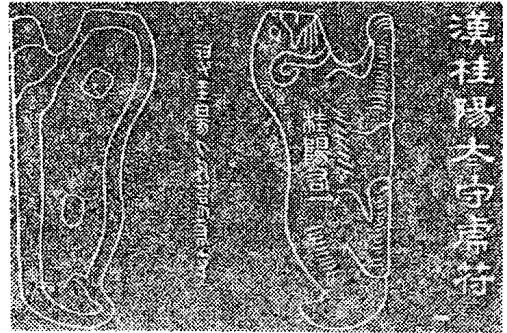
銅虎符は、鑄銅製であり、虎形を作っている。羅振玉の「歷代符牌圖錄」に収めてある「桂陽太守虎符」等の八個の拓本は、均しくこの銅虎符である。

符は素より信任状の用をなすのであるが、右半・左半の二片に作られ、京師にその右半を留め、左半を地方長官に交付した。軍兵を地方に徵する時、朝廷は右半を使臣に與え、使臣はこれを携えて地方に赴くのであるが、長官は自らの所持する左半と勘合し、始めて正當の使臣であることを承認するのである。

かかる用例が、漢代の創案でないことは、前に引いた、晉鄙の虎符の例によっても明らかであり、戰國の制に倣ったものである。



圖版(一) 漢常山太守虎符 常山左三



圖版(二) 漢桂陽太守虎符 桂陽右一

歴代符牌圖録の拓本には、例えば「常山左三」のように、その名稱を窺うことのできるものがあるが、これは、常山郡太守に下付された虎符、左第三號であることを示しているのであって、朝廷には當然、これと勘合すべき「常山右三」が留められていたのである。(圖版「一」「二」参照)竹使符の場合には、第一號より第五號に至る五枚の符が交付されていたようであるから、銅虎符の場合にも、一應、五種の符のあったことが考えられる。拓本によりその存在が明らかかなものは、第三號までであるが、或いは、地方長官の在任中に至るべき使臣の回數を勘案して、交付される枚數に多寡があったのかも知れない。

銅虎符が主として軍兵を徵發する際に用いられたのに對し、竹使符は、軍兵以外の徵調に方り用いられたことは、前に述べた通りであるが、この兩者の用法上の區別に關しては、後漢書、卷六十一、杜詩傳に、次のように見えている。

「……初禁網尚簡、但以璽書發兵、未有虎符之信、詩上疏曰、臣聞、兵者國之凶器、聖人所慎、舊制發兵皆以虎符、其餘微細竹使而已、符策合會、取爲大信所以明著國命、斂持威重也、間者發兵用璽書、或以詔令、如有姦人詐僞無由知覺、愚以爲、軍旅尚與賊虜未殄、徵兵郡國宜有重慎、可立虎符以絕姦端……」

この杜詩は、後漢の光武帝に仕えた人物であるが、この記事に依り、前漢の末期、虎符の制が一時中斷されていたことを知るのである。

三、南北朝の牌符

歴代符牌圖録には、晉の虎符三種の拓本を載せているが、少くともその形態に就いては、漢代のものと大差がない。これを文献に徴するに、魏・晉・南北朝の驛制は、凡ね漢朝に倣っていることから察して、その牌符も亦、漢の様式乃ち「虎符」を用いたものと考えてよからう。但し、正史の記事には、「虎符」の字が見えることなく、例えば、隋書、卷二十六、百官志の記事を見ても、南朝の梁の制度として、諸王に給するに「金獸符」を以てし、諸侯には則ち「銅獸符」及び竹使符を與えるとしており、また、文獻通考、卷百十五には、北朝の齊に於いても、諸州の鎮兵を發する時「銅獸符」を給し、諸刺史を召集するのに竹使符を用いたことを記している。

然し乍ら、この「金獸符」「銅獸符」とは、實際には「金虎符」「銅虎符」に外ならないのであって、これを獸と作ったのは、唐代、一般に「虎」の字を避けたためであるに過ぎない。輒ち、これらの諸書は孰れも唐代の編纂にかかり、唐の高祖李淵の祖父が、その諱を「虎」と言ったことから、この字を忌んだのである。この事情は、隋代の符の名稱に就いても同様であった。

四、隋の牌符

歴代符牌圖録には、現存する隋の符十種の拓本を載せているが、その名稱及び左右の別は次の如くである。(圖版

(三参照)

赤城府虎符	左	清湖府虎符	左	濟陰府虎符	右
白松府虎符	左	安昌府虎符	左	湯陽府虎符	左
天井府虎符	右	石橋府虎符	右	相原府虎符	右
永昌府虎符	右				

その形状は、漢代のものに比し、若干の差違はあるが、均しく虎符である。

然し乍ら、隋書には全く「虎符」の字は見當らぬのであって、例えば、隋書卷一、高祖（文帝）紀、上には

「（開皇七年四月）癸亥、頒青龍符於東方總管刺史、西方以騶虞符、南方以朱雀、北方以玄武……」

と記してある。この符名は、明らかに五行配合説に従ったものであるから、その西方長官に給するものは、當然「白虎」符としなければならぬところであるが、隋書も亦、唐代の編であるため、虎の字を避けて、同じく瑞獸の名である「騶虞」を以てこれに代えたのである。隋書、卷二、高祖紀、下にも

「（九年四月）丁丑、頒木魚符於總管刺史、……（十年）冬十月甲子、頒木魚符於京師官五品以上、……（十五年五月）丁亥、制京官五品以上佩銅魚符、……」

と見えており、孰れも虎の字を用いず、魚に作ってある。而し、この實物が均しく虎符であったことは、圖録に徴しても明らかであって、隋書の所謂「木魚符・銅魚符」が、その實、「木虎符・銅虎符」たることを知るのである。

五、唐代の銅魚符

歴代符牌圖録には、唐代の魚符の拓本多數を収めているが、その中、銅魚符に該ると思われるものは次の如くである。(圖版四参照)

- | | | | |
|------------|---|----------|----|
| 嘉德門巡魚符 | 右 | 凝霄門外交魚符 | 右二 |
| 九仙門外右神策軍魚符 | 右 | 右情道率府魚符 | 左 |
| 玉魚符 | 左 | 新鑄福州第一魚符 | 右 |
| 縉雲殘魚符 | 右 | 和川府魚符 | 左 |
| 同字魚符 | 左 | 道渠府魚符 | 左 |
| | | 漂州第一魚符 | 右 |

この他、隨身魚符に當るもの四點がある。(圖版五参照)

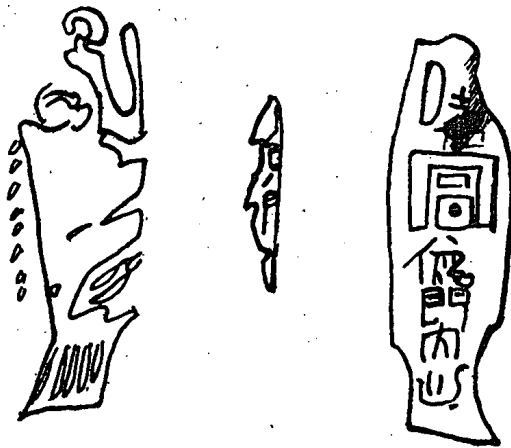
- | | | | |
|------------|---|----------|---|
| 唐左武衛將軍傳佩魚符 | 左 | 同州刺史傳佩魚符 | 右 |
| 朗州傳佩魚符 | | □州傳佩魚符 | |

隨身魚符とは、佩用者の身分を示すことを目的とし、その官位または姓名を刻み、左半を朝廷に留め、右半を本人に給したものである。姓名を刻んだものは官を去る時、納還し、官位のみを彫ったものは、後任者に傳えて佩用させる規定であった。従って、圖録に見えるのは、明らかに後者の例である。

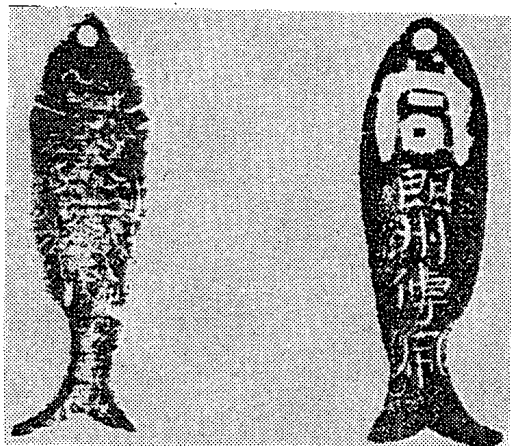
唐代の銅魚符は、漢より隋に至る銅虎符の系統を引いたものであるが、前代と異なり、その名稱のみならず形態も亦、虎より魚に移行した。過渡的には、銅虎から銀菟に、さらに銅魚へと變ったことが窺われるのであり、その根據



圖版(三) 隋赤城府虎符 赤城左五



圖版(四) 唐嘉德門內巡魚符 右



圖版(五) 唐朗州傳佩魚符 右

としては、舊唐書、卷一、高祖紀に見える
 「(武徳元年九月) 癸丑、改銀菟符、爲銅魚符」
 の記事が擧げられる。
 既に漢代にも、例えば、書封の形状として魚形が用いられたことが知られているが、唐代、虎符に代って魚符が登場した所以は、唐朝の國姓「李」と「鯉」との發音が相通じることから、一般に魚形文様の尚ばれた風潮によるものと考えられる。

六、唐代符節の種類

唐代に於ける符節の制は大いに整った。舊唐書、卷四十三、職官志、門下省の條には、先ず

「符寶郎掌天子八寶及國之信符、……凡國有大事則出納符節、辨其左右之異、藏其左而班其右、以合中外之契焉、」

とあって、符節のことが符寶郎の所管であることを述べた後に、五種の符節を擧げて、夫々の用途と目的とを説明している。乃ち、前の記事に續いて、

「一曰、銅魚符、所以起軍旅易守長、二曰、傳符、以給郵驛通制命、三曰、隨身魚符、以明貴賤應徵召、四曰、木契、所以重鎮守慎出納、五曰、旌節、所以委良能假賞罰、」

と、その大綱を明らかにしているが、更に細目に入つて、

「魚符之制、王畿之内、左三右一、王畿之外左五右一、左者在内、右者在外行用之、曰、從第一爲首後事頒用以次發之、周而復始、大事兼勅書、小事但降符函封遣使、合而行之、傳符之制、太子監國、曰雙龍之符、左右各十、京都留守、曰麟符、左二十其右一十有九、東方曰青龍之符、西方曰騶虞之符、南方曰朱雀之符、北方曰玄武之符、左四右三、左者進内、右者付外、隨身符之制、左二右一、太子以玉、親王以金、庶官以銅、佩以爲飾、刻姓名者、去官而納焉、不刻者、傳而佩之、木契之制、太子監國、則王畿之内、左右各三、王畿之外、左右各五、庶官鎮守、則左右各十、旌節之制、命大將帥及遣使於四方、則請而佩之、旌以專賞、節以專殺、」

とあって委細明らかである。この他、新唐書、唐六典、文獻通考等の諸書にも類似の記事があるが、これに従って唐代の符節を分類すれば次の如くである。

名 稱	種 類	對 象	目 的	用 材
銅魚符	雙龍符 麟符 青龍符	太子監國 京都留守 東方諸州刺史 西方諸州刺史 南方諸州刺史 北方諸州刺史	起軍旅易守長	銅
傳 符	玄武符 朱雀符		給郵驛通制命	木 あるいは 銀*
隨身魚符	玉符 金符 銅符		明貴賤應徵召	玉 金 銅
木 契	王公征討 庶官鎮守 錢帛出納		重鎮守慎出納	木
旌 節	旌專賞 節專罰		委良能假賞罰	
驛 券			徵發驛馬代傳符	紙

* 傳符は傳信符とも言い、前代の木傳信の系統を繼いだものであるが、唐代にあっては木製のものの外、銀製のものもあつたようである。後代の宋史、卷百五十四、與服志、符券の條に「唐有銀牌、發驛遣史、……」と見えている。木牌が銀牌に變

ったのか、兩牌が並存したのかは不明である。

七、唐律に見える符節

中國法制史上、唐は極めて重要な位置を占めている。秦漢以降の法制は、唐に至り集大成されて、近世中國法の源流をなしたばかりか、我國を初めとする周邊の諸國にも大きな影響を及ぼしたことは否定できない。

唐律は今日、「唐律疏義」その他により、ほぼその全容が伝えられているが、これは開元二十五年（西曆七三七年）制定のものであり、唐末、五代に行用された。宋はその宋刑統と共に唐律を併用し、元も亦、唐律によって事を斷じているから、前後六百餘年間に亘って實用に供されたことになる。

唐律には、符節に關する規定が少くない。以下、唐律疏義に就いて、その關係條文を摘録し、唐代に於ける牌符の制度の運用狀況を窺つて見たいと思う。

まず、唐律疏義、卷十、職制律、郵驛に關する項に、

「諸驛使稽程者、一日杖八十、二日加一等、罪止二年、

疏義曰、依令給驛銅龍傳符、無傳符處爲紙券、量事緩急注驛數於符契上、據此驛數以爲行程、稽此程者、一日杖八十、二日加一等、罪止徒二年」

と示してあり、行程を消化できない場合の罰則として、その最高刑に懲役二年を充てているから、監督がなかなか

嚴重であつたことを知るのである。

しかも、戦時、軍中に在つては、その刑は更に加重され、最高は絞首刑に迄及ぶのであつた。すなわち、

「若軍務要速、加三等、有所廢闕者、違一日加役流、以故陷敗戸口軍人城戍者、絞」

と規定してあるのである。

符節の使用とその返納に關する規定としては、同じく、卷十、職制律に、

「諸用符節、依令、用符節並由門下省、其符以銅爲之、左符進内、右符在外、應執符人、有事行勘、皆奏出左符以合右符、所在承用事訖、使人將左符還、其使者若向他處、五日内無使次者、所在差專使、送門下省輸納、其節大使出即執之、使還亦即送納、應輸納而稽留者、一日笞五十、二日加一等、十日徒一年、雖更違日、罪亦不加、其傳符通用紙、作乘驛使人所至之處、事雖未訖、且納所司、事了欲還、然後更請、至門下送輸、既無限日、行至即納、違日者、既非銅魚符、不可依此科斷、自依紙券、加官文書稽罪一等」

と、詳細の規定を示している。この條文に言う「符」とは銅魚符を、「節」とは旌節を指すものであろう。また、傳符の代用とされた「紙券」に就いては、その性格が異なることを擧げて、別の罰則である一般の文書進達を怠つた罪に、一等を加えて臨んでいるわけである。

次に、符節の偽造あるいは盜用に關しては、當然のことながら、重刑を規定してあるのであつて、その條文は、唐律疏義、卷二十五、詐僞律の項に、

「諸僞寫宮殿門符、發兵符、發兵、謂銅魚合符應發兵者、雖通餘用亦同、餘條稱發兵者、皆準此、傳符者、絞、使節及皇城京城門符者、流二千里、餘符徒二年、餘符謂禁苑門及交巡魚符之類、

諸以僞寶印符節、及得亡寶印符節、假人若出賣、及所假若買者封用、各以僞造論、

諸盜寶印符節封用、謂意在詐僞、不關由所主、卽所主盜封用、及以暇人、若出賣、所假及買者封用、各以僞造寫論」

と詳細に規定し、故意による盗用、不正使用は一律に僞造の場合と同罪に扱っていることが知られる。

さらに、驛制の運営に關する詐僞律の項には、無資格者の驛馬の不正利用に關しては、取締る側の役人も連坐するという頗る嚴重な規定が見られるが、これは唐代に於ける郵驛の性格が、本來、軍事と行政の利便のために設けられたものであることを考えれば蓋し當然のことであろう。而してその反面、擔當の役人に取って判別の困難な「傳符・驛券」の不正行使に就いては、役人側の責任を免除しているのであって、これは別の見方をするならば、こうした「傳符・驛券」の權威を雄辨に物語っていることにもなるであろう。

「諸詐乘驛馬、加役流、驛關等、知情與同罪、不知情減二等、關謂應檢問之處、有符券者不坐、謂盜得眞符券、及僞作不可覺知者、

疏義曰、郵驛本備軍速、其馬擬尤重、但是詐乘、無問馬數及已行遠近、卽合加役流、給馬之驛及由之關、知其詐乘之情者、亦加役流、不知情減二等、謂既與關司全不勘檢、又不知情、合減二等、猶徒二年半、故注云、關謂應檢問之處、有符券者不坐、注謂、謂盜得眞符券、及僞作不可覺知者、謂僞作符券及盜得眞紙券等、檢驗不可覺知者、驛及關司並不坐」

また、同じく詐僞律には、藉え公用の使者であっても、正式な符券の發給を待たずに驛馬を利用した場合の罪が掲げてあり、事情を知った場合は勿論、情を知らぬ場合であっても、取締りの責任がある驛關の役人側にも罪は及んでおり、如何にも國家權力の象徴としての「符節」を優先する權威主義が露骨に窺われるのであるが、こうした傾向は、洋の東西を問わず、凡そ古代國家の驛制に共通したものであって、就中、異民族王朝による廣域支配体制の確立に際しては、一段と加重されるものであること、中國に於ける元朝の例を見る迄もなく、至極當然なことであろう。前述の規定は次の通りである。

「其未應乘驛馬、而輒乘者、徒一年、輒乘、謂有當乘之理、未得符券者、

疏義曰、其未應乘驛馬、謂差爲驛使、而未得符券、輒即乘者、徒一年、注云、輒乘、謂有當乘之理、未得符券者、謂銜命有實、未得符券而乘者、驛關等知情聽之、準上文亦合同罪、不知情者、徒一年上減二等、」

この他、唐律疏義、卷二十七、雜律、下には、符節の亡失、破損に就いての規定が見えている。

「諸棄毀符節印及門鑰者、各準盜論、亡失及誤毀者、各減二等、

疏義曰、棄毀符節印及門鑰者、各準盜法論罪、盜律、盜宮殿門符、發兵符、傳符、流二千里、使節及皇城京城門符、徒三年、餘徒一年、門鑰各減三等、盜官文書印、徒二年、餘印、杖一百、其亡失符節印以下、誤毀者各減二等、謂各減棄毀之罪二等、」

故意の破棄に對しては盜律に準じるといふのであるから、これ亦嚴重であった。

おわりに

宋代に於ける牌符に就いては、宋史に詳細な規定があり、驛傳の任に軍卒を充てるといふ軍事通信の色彩を濃くしたが、戦時には、更に別個の純軍事通信制度としての急遞鋪が設けられた。こうした二重構造のために、牌符の種類も複雑となったが、牌符の形態に関しては、銅魚符に代り再び銅虎符が復活している。遼朝と金朝にも、夫々獨特な符牌の制度があった。

元代に及んで、郵驛の制度は空前の發展を遂げ、これが元の國家統治に大きな貢獻を果したことは、普く史家の認めるところである。牌符の制についてもその種類が多く、古くから東西の學者により研究が加えられている。

その中、箭内亘氏の「元朝牌符考」(滿鮮歴史地理研究報告第九所収)は、最も詳細であり、羽田亨氏も「元朝驛傳雜考」に於いて、主として海青牌に關する綿密な考證を試みておられる。

羅振玉氏の「歷代符牌圖錄」に収めてある元の國書牌の拓本は、上圓下方の、「虎頭金牌」であり、ヘンリー・ユール氏の紹介した元代國書牌は、上下とも圓形の「虎頭長牌」であった。マルコ・ポーロの「東方見聞錄」には、「獅子頭牌」に關する詳細の記事を初め、元代の牌符に關する記事が頗る多いのである。そしてその中には、「元史」等の内容と一致するものが勘くなく、信憑性は高い。

本稿は、筆者の主要研究領域である「コミュニケーション發達史の比較研究」のうち、「中國の驛制」に關する部門の補篇となるものである。未だ研究の途上にあることから、資料の選擇に粗漏であり、解釋と判斷に就いても、當を失する處が少くないであらう。大方の教示と叱正を庶う次第である。

(一九七五年五月九日稿)